

受 理 番 号	件 名
陳情第16号	生活道路としての野ヶ谷通りの安心安全を求める陳情
提 出 者 の 住 所 ・ 氏 名 ※非公開情報	
付 託 委 員 会	建設委員会

※原文のまま記載

(趣旨)

現在の野ヶ谷通りは、原山通り、消防大学通り、三鷹通りを横断して東八道路に向かう車両に「抜け道」として使用されています。三鷹通りから原山通り、消防大学通りに抜ける時間短縮にも利用されています。野ヶ谷通りは、もともと生活道路として「地区内の施設を連結し、宅地への出入りや、通勤・通学、買物などに利用される、日常の生活に密着した道路」で、20キロの速度制限が設けられています。

この道路は1971年ごろから宅地開発や近隣の道路開発とともに、車の通行量が増え、交通標識・速度制限等を守らないドライバーが大幅に増加しています。歩道の幅がせまく、自宅からの出入りや徒歩での通行の安全が脅かされ、高齢者・子ども・障害者・自転車での走行等が「安心して歩けない道・利用できない道」になっています。

沿道や、近隣に住み野ヶ谷通りを利用せざるを得ない住民からは、

- ・「外出や帰宅の際、自宅の門が通りに面しているため、細心の注意を払って出入りしている。車が速度を落とさずほとんど止まらないため、高齢になってから本当に危険を感じる」

- ・「野ヶ谷通りを一人で歩いていた70代の女性は、認知症を患っておられたため時間が経過してから痛みを訴えられた家族が、腕に車の前部ドア付近のサイドミラーが当たったと思われる跡を見つけた」

- ・「夕方白線の内側で一人で横断歩道を渡ろうと待機していた子ども用自転車の前輪が、車の車輪に巻き込まれた」

などの声が寄せられています。

この状況を一刻も早く改善し、「生活道路」としての安心安全な野ヶ谷通りにしていただきたく、安全対策を講じてくださるよう、ここに陳情いたします。